

平成28年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：平成28年10月13日（木）

午後1時30分から

場所：庁舎3階委員会室

1 開会

2 町長挨拶

3 議題

1) 瑞穂町の教育行政について

① 瑞穂第三小学童保育クラブ建設工事について （資料1-1）

② 教育委員会の施策等について （資料2-1）

2) その他

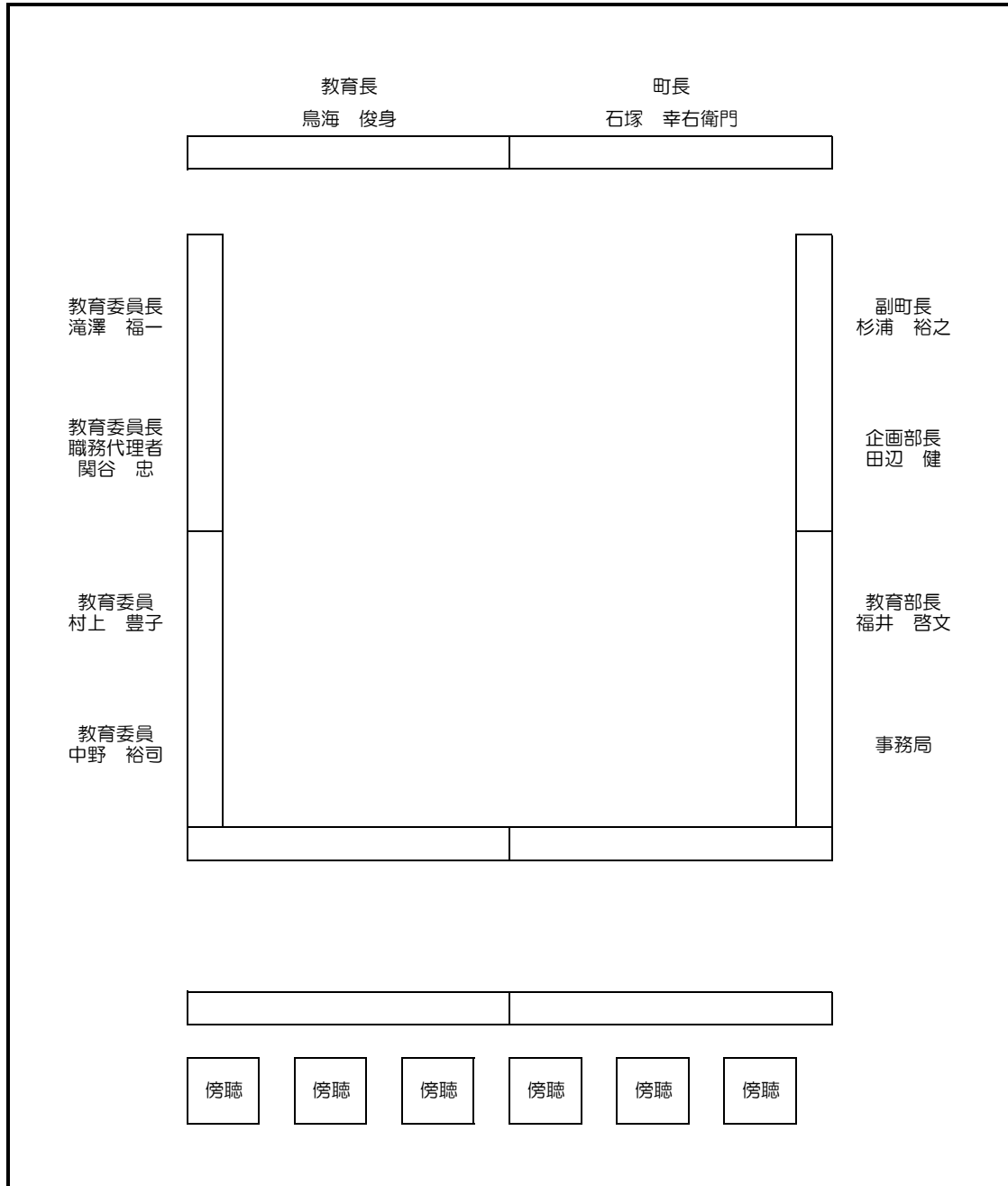
4 閉会

【机上配布資料】

- 平成28年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第
- 平成28年度 第1回瑞穂町総合教育会議 席次
- 資料1-1 瑞穂第三小学童保育クラブ建設工事について
- 資料1-2 瑞穂第三小学童保育クラブ建設工事案内図・配置図
- 資料1-3 瑞穂第三小学童保育クラブ建設工事平面図
- 資料1-4 瑞穂第三小学童保育クラブ建設工事完成予想図
- 資料2-1 教育委員会の施策等について
- 資料2-2 いじめ防止対策について
- 資料2-3 瑞穂町自然保護等指針
- 参考資料1 瑞穂町教育大綱
- 参考資料2 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針
及び 平成28年度瑞穂町教育委員会主要施策
- 参考資料3 瑞穂町総合教育会議要綱

平成28年度 第1回総合教育会議 席次

庁舎3階委員会室



瑞穂第三小学童保育クラブ建設工事

担当	福祉部 福祉課	審議・報告	報告事項
1 目的			
現在2施設に分けて行っている瑞穂第三小学童保育クラブの機能を集約化し、児童への質の高い保育の提供と待機児童の解消、保護者の方々の利便性向上を図るため、新たに施設の建設を行うものです。			
2 建築物等の概要			
(1) 建設地			
①土地の所在等：瑞穂町大字二本木676番地1 面積562.14㎡			
②都市計画等：第一種低層住居専用地域 建ぺい率40% 容積率80%			
(2) 建築物等（※実施設計により細部に変更が出る場合があります）			
①建築物：軽量鉄骨造2階建			
②床面積：一階191.83㎡ 二階167.43㎡ 合計359.26㎡			
③主要設備：保育室（児童100人分の面積確保）、事務室、エレベーター トイレ、静養室等			
④外構：駐車場（8台分）、障がい者用スロープ、植栽等			
(3) 建設業者等			
①業者名：日東工営株式会社（新宿区西新宿7-5-2 西新宿752ビル）			
②契約額：1億8百万円（消費税額等含）			
③工期：平成28年9月5日から平成29年3月31日			
3 平成28年度の経過			
平成28年4月 2日	建設予定地周辺住民説明会（第1回）		
5月16日	建設予定地周辺住民説明会（第2回）		
6月 3日	特定防衛施設周辺整備調整交付金交付決定（用地取得分）		
6月 9日	瑞穂町による建設用地取得		
7月20日	特定防衛施設周辺整備調整交付金交付決定（建設工事分）		
8月22日	建設工事入札（落札）		
9月 2日	建設工事議会承認		
4 スケジュール			
平成28年10月	実施設計		
11月	仮設工事・準備工事（仮囲い、土砂撤去等）		
12月初旬	建築確認取得		
12月	基礎工事		
平成29年 1月	鉄骨建方工事		
1月下旬～3月下旬	電気・給排水・空調工事		
3月初旬～3月下旬	外構工事・雑工事		
3月下旬	検査・引渡し		
平成29年 4月	学童保育クラブ開所		

工事件名：瑞穂第三小学童保育クラブ建設工事

工事箇所：東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木676番地1

資料 1-2

契約概要

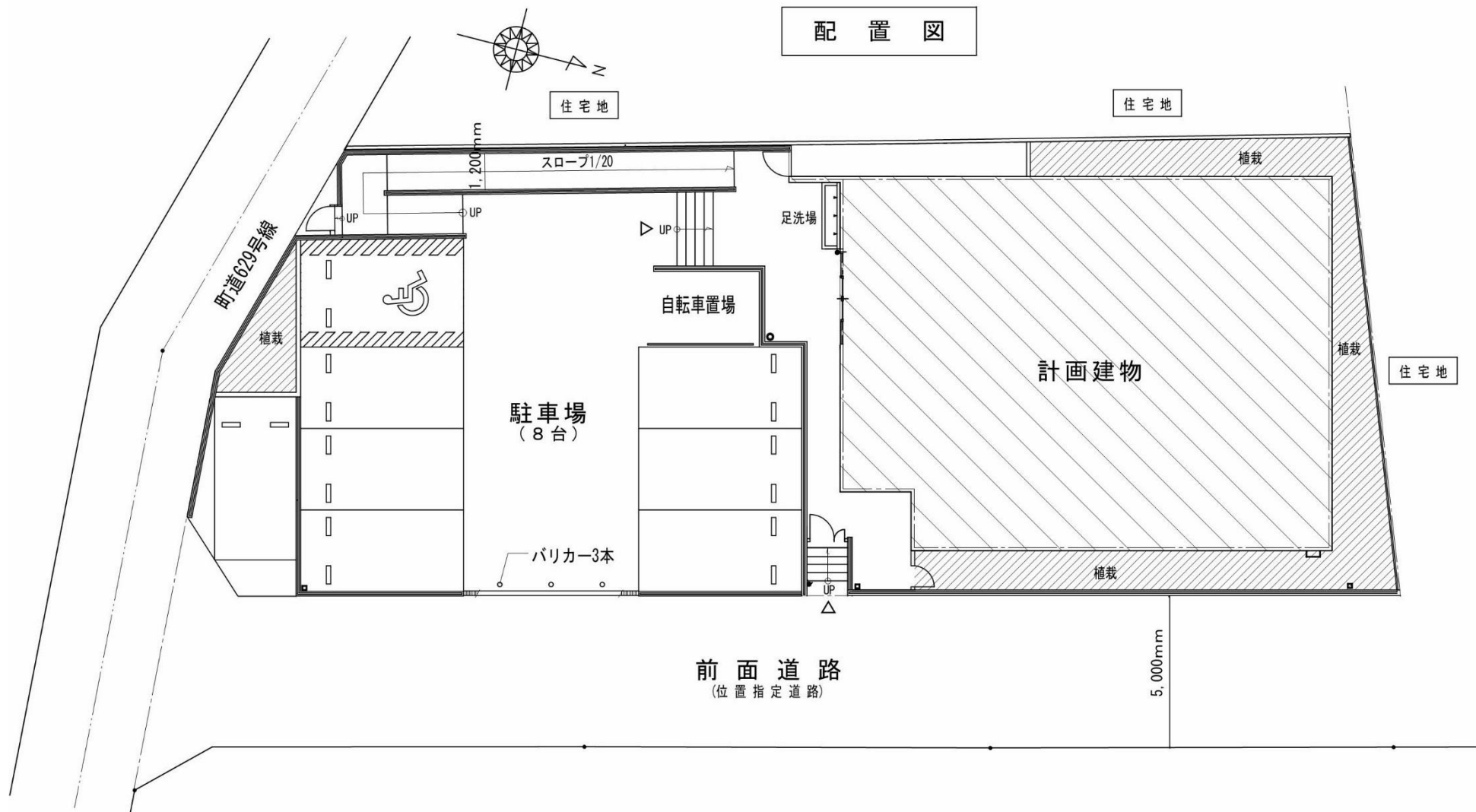
- 1 実施設計
- 2 建築確認及び官公庁諸手続
- 3 施設及び外構工事

建物概要

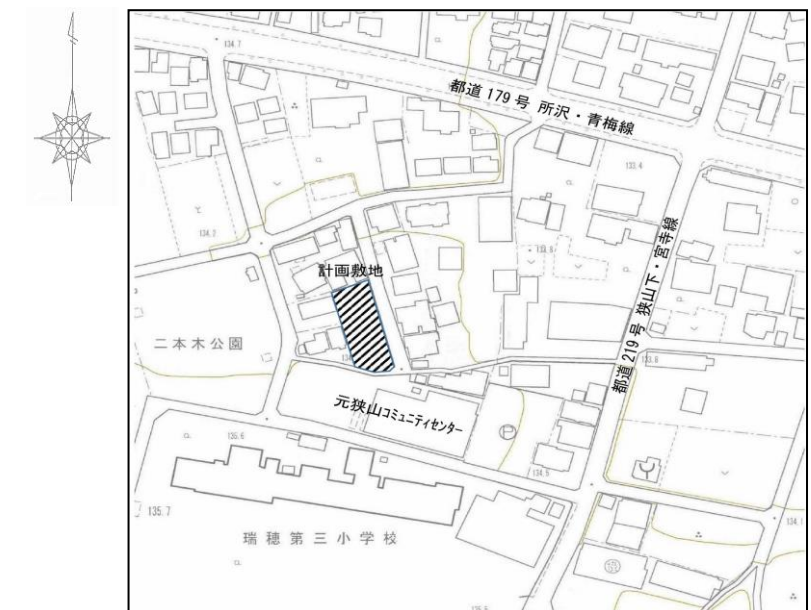
- 1 敷地面積 562.14㎡ (約170坪)
- 2 構造・規模 軽量鉄骨プレハブ・2階建て
- 3 延床面積 359.26㎡ (約108坪)
- 4 建築面積 196.39㎡ (約59坪)
- 5 外構 舗装、擁壁、植栽、自転車置場、スロープ等

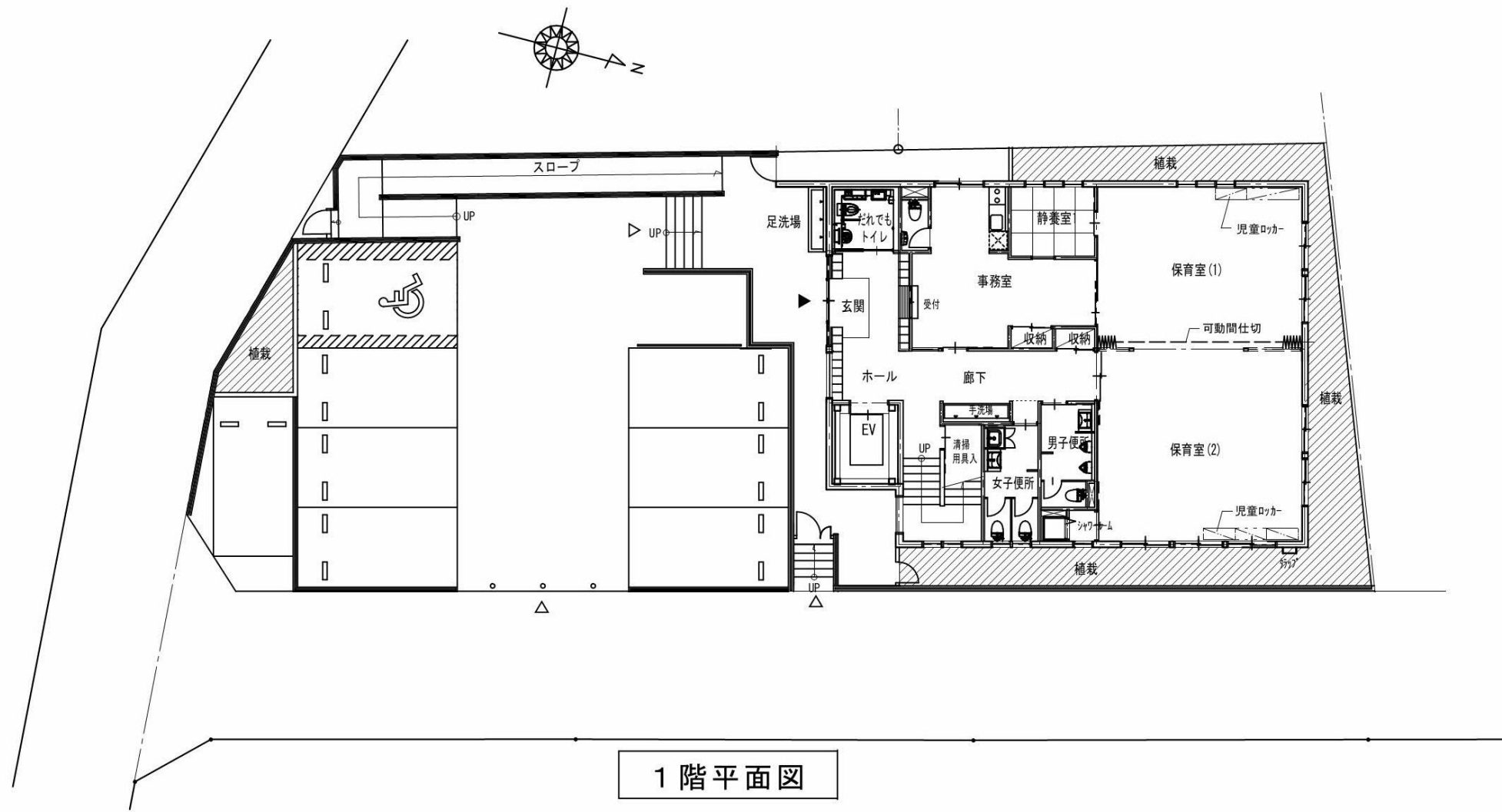
- 6 室構成 玄関ホール、事務室、保育室(1・2・3・4)、静養室(1・2)、給湯室、トイレ、だれでもトイレ、シャワールーム等
- 7 仕様等 外壁：金属製サイディング
屋根：金属製屋根(ガルバリウム鋼板)
開口部：アルミサッシ(網戸付き)
- 8 設備 空気調和設備、エレベーター、太陽光発電ソーラーパネル(5KW)等
- 9 その他設備 自動火災報知設備、トイレ呼出し設備、電話配線設備、インターホン、外灯、手すり、サイン等

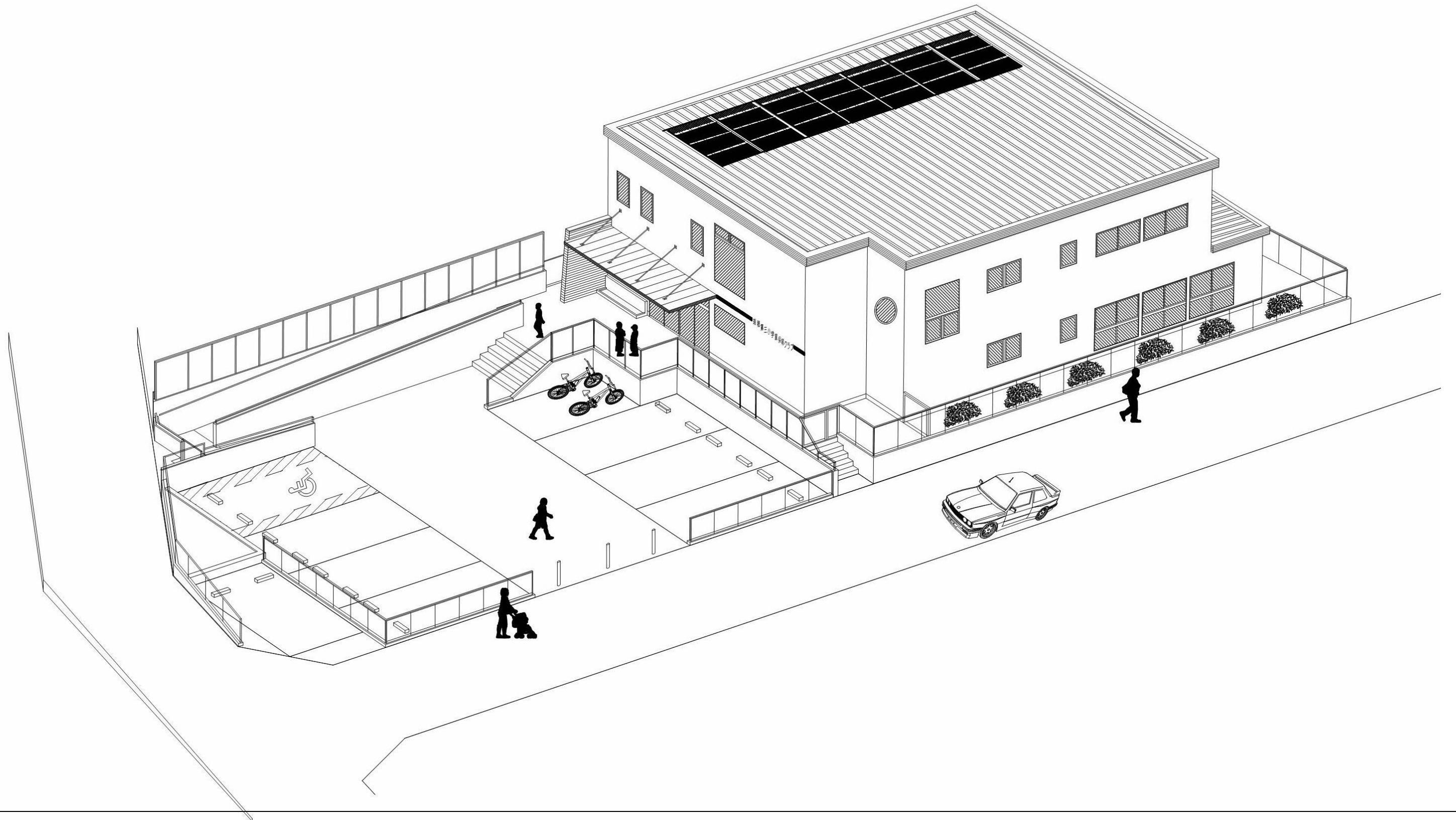
配置図



案内図







瑞穂町教育委員会
平成28年10月13日

教育委員会の施策等について

- 1 いじめ防止対策等について 資料 2-2
- 2 平成29年度に予定されている教育委員会の主な施策

(1) 学力向上策の推進

教育向上基金（再編交付金）を有効に活用し、学力向上に向けた事業を継続します。

ア 小学生

名 称	対 象	概 要	事業開始年度
漢字検定事業	3・5年生	日本漢字能力検定協会による検定試験を実施します。	21
学習サポーター事業	1年生と学校が希望する1学年	町が独自に配置している学習支援員制度です。	21
補習事業(ステップアップ教室)	1～6年生	実施日、回数、内容等は各学校の実態に応じて行っています。	26
補習事業(フューチャースクール)	6年生	町内にある学習塾と連携して補習・発展学習を授業の終了後に通学校で実施します。	28

イ 中学生

名 称	対 象	概 要	事業開始年度
鑑賞教室事業	1年生	伝統・文化鑑賞教室を実施します。	21
英語検定事業	2年生	日本英語検定協会による検定試験を実施します。	23
補習事業(フューチャースクール)	1～3年生	町内にある学習塾と連携して補習・発展学習を土曜日及び長期休業中に通学校で実施します。	27

(2) 特別支援教育の充実

「情緒障害等通級指導学級」（通称「通級指導学級」）は、都の「東京都

発達障害教育推進計画」に基づき「特別支援教室」へ変更されます。町では、平成28年度に特別支援教室準備委員会を設置し、平成30年度に小学校の特別支援教室開設に向けた準備を進めていますが、引き続き巡回指導の拠点校や人員配置について検討します。

特別支援教室イメージ

現行 在学 校 ⇒ 通級指導学級設置校（一・三・四小）
通級指導学級設置校へ児童が通級し、指導を受けます。



変更後 巡回指導の拠点校 ⇒ 各小学校
すべての学校に特別な指導を行う教室を設置し、教員が巡回して指導します。

(3) 平成28年8月22日に発生した台風9号による被害への対応

台風により瑞穂中の自転車置き場東側の斜面が崩れ、応急処置として大型土のうによる崩落防止を図りました。現在、完全復旧を目指し斜面一帯の地質調査、測量、概略設計を鋭意、進めていますが、工事は平成29年度にまたがる見込みです。

(4) 瑞穂町自然保護等指針の推進

資料2-3

町では、瑞穂町自然保護等指針を策定し、自然環境の保全、外来種の駆除と在来種の保護、狭山丘陵とその周辺の里山環境の保全・整備等、対象及び事業を体系的に整理する仕組みを構築しました。合わせて、アンネのバラに代表される象徴的植物や各種記念樹の植樹を通して、町の個性を引き出す都市景観の形成を総合的に進めています。

ア 指針の策定

平成27年11月

イ 各課が行っている自然保護等指針に関連する事業の調査

平成28年7月～8月

ウ 今後の予定

○今回の調査をベースとして継続した調査を毎年実施する。

○プロジェクトチームを立ち上げ、定期的に事業の検証を行う。

いじめ防止対策等について

＜いじめ防止基本方針策定等までの経緯＞

- 平成 23 年 10 月 滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺
 平成 24 年 7 月 文部科学大臣の談話
 「子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。」
- 平成 25 年 2 月 第 2 次安倍内閣
 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第 1 次提言）」
 「社会総がかりで、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。」



- 平成 25 年 文部科学省「いじめ防止対策推進法」6 月公布、9 月施行
 「いじめの防止等のための基本的な方針」
 10 月策定



- 平成 26 年 6 月 東京都「東京都いじめ防止対策推進条例」成立後
 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」
 「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」（7 月初旬、公布・施行）



- 各区市町村「いじめ防止対策条例」（制定は任意）
 「いじめ防止基本方針」（策定は努力義務）



- 各学校（公立・私立）「いじめ防止基本方針」（策定義務）
 「いじめ防止のための対策組織」（設置義務）

<瑞穂町教育委員会及び小・中学校の取組と現状>

平成24年度

「いじめ防止担当者」の選出、「いじめ防止担当者連絡協議会」の開催（年3回）、「いじめ対策委員会」の設置（校務分掌に位置づけ）、学校サポートチームの設置

平成26年度～

「瑞穂町いじめ防止基本方針」策定（平成26年9月）

- ・「いじめ問題対策委員会」設置（年3回開催、管理職、担当教員で構成）
- ・「いじめ問題調査委員会」設置（重大事態発生時に立ち上げ）
- ・教員研修の強化（校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議、若手教員研修等）

「学校いじめ防止基本方針」全校策定（平成26年9月～12月）

- ・「いじめ問題対策委員会」の設置（いじめの疑い、いじめ認知時に即時開催し、組織的対応について協議、対応策の決定）
- ・児童、生徒対象の年3回アンケート及びスクールカウンセラー・町教育相談員による全員面接の実施
- ・教員研修の強化（学期1回以上の校内研修の実施）
- ・「学校いじめ防止基本方針」、いじめを許さない啓発キャンペーンを保護者・地域に周知（学校便り、学校ホームページ等）

<いじめ件数>

文部科学省 平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

小学校3件、中学校6件

文部科学省 平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

小学校30件、中学校11件

→ いじめに対する教職員のアンテナが高くなっている。

瑞穂町自然保護等指針

はじめに

町には、多くの生き物が生息している狭山丘陵や、狭山池公園等、多くの豊かな自然が残っています。町の宝である自然を守り、生き物が生息しやすい環境を保全するために、町民や事業者へ生物多様性の重要性などについて啓発活動を継続し、より多くの理解と協力を求めていく必要があります。特に近年、外来種による被害が増加する等、大切な生態系が崩れ始めているため、在来種の保護・補殖とともに地域固有の自然環境の保全につとめ、自然との共生社会を構築することが重要です。

また、これまで平和事業の一環としてアンネのバラの植樹や行幸啓を記念しての植樹を行うなど、町では様々な機会に植樹を行っていますが、植樹の意図とともに、歴史的事実を後世に伝える必要があります。

現状

第4次瑞穂町長期総合計画は、目指す将来都市像を「みらいに ずっと ほこれるまち」として、同時に「快適で潤いのあるまち」の創造を掲げています。

町では、この目的達成に向けて各施策を推進しているところですが、施策は動植物の外来種への対応や在来種の保護、公園整備、象徴的植物の保全、記念樹の管理など、それぞれの部署において個々に事業化されています。

このようなことから、自然保護や景観施策に対する施策の体系的な整理が行われていないのが現状です。

指針の目的

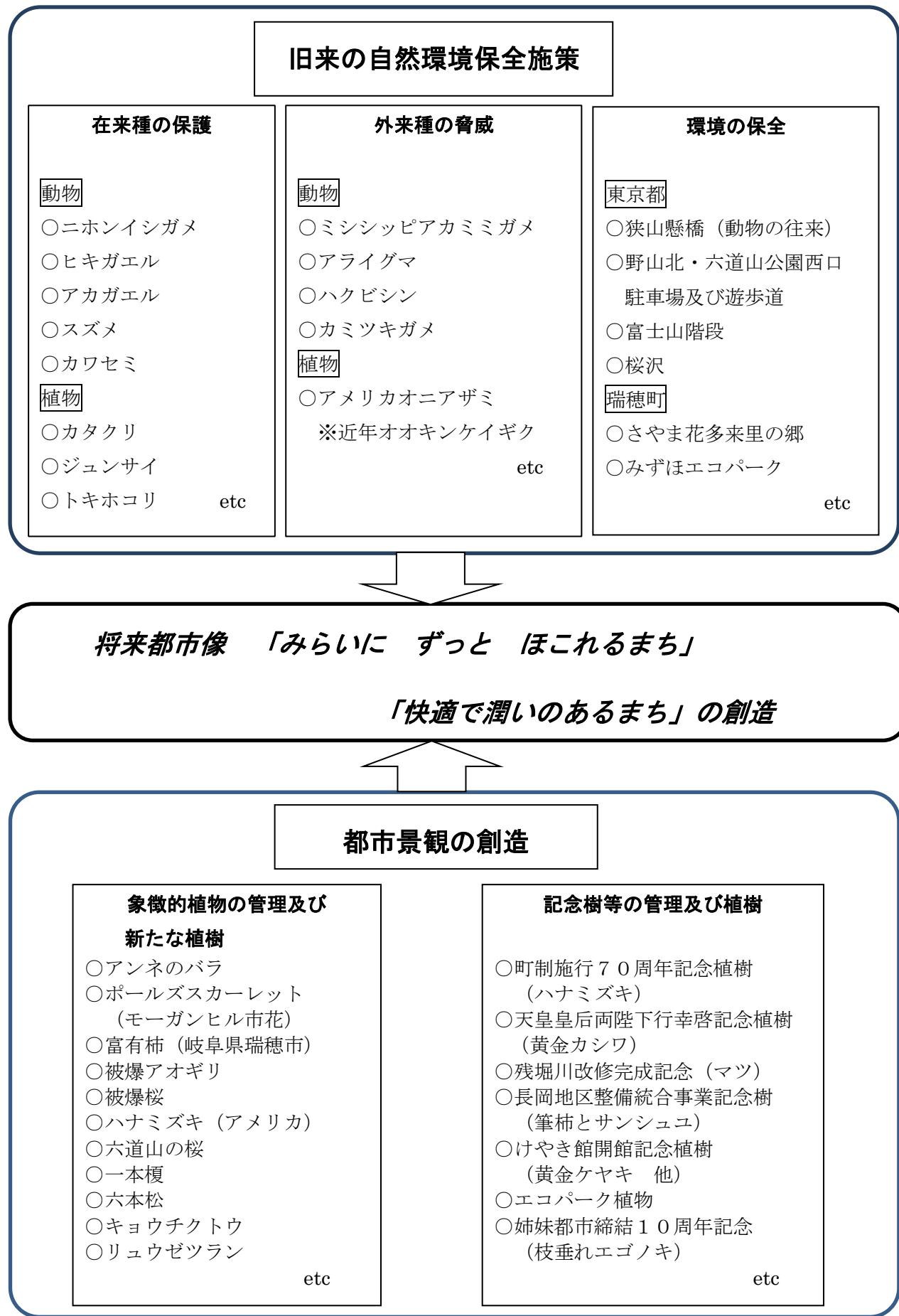
「瑞穂町自然保護等指針」は、在来の自然環境を保全するため、外来種の駆除と在来種の保護、狭山丘陵とその周辺の里山環境の保全・整備等、対象及び事業を体系的に整理し、事業を推進していきます。

合わせて、アンネのバラに代表される象徴的植物や各種記念樹の植樹を通して、町の個性を引き出す都市景観の形成を総合的に進めます。

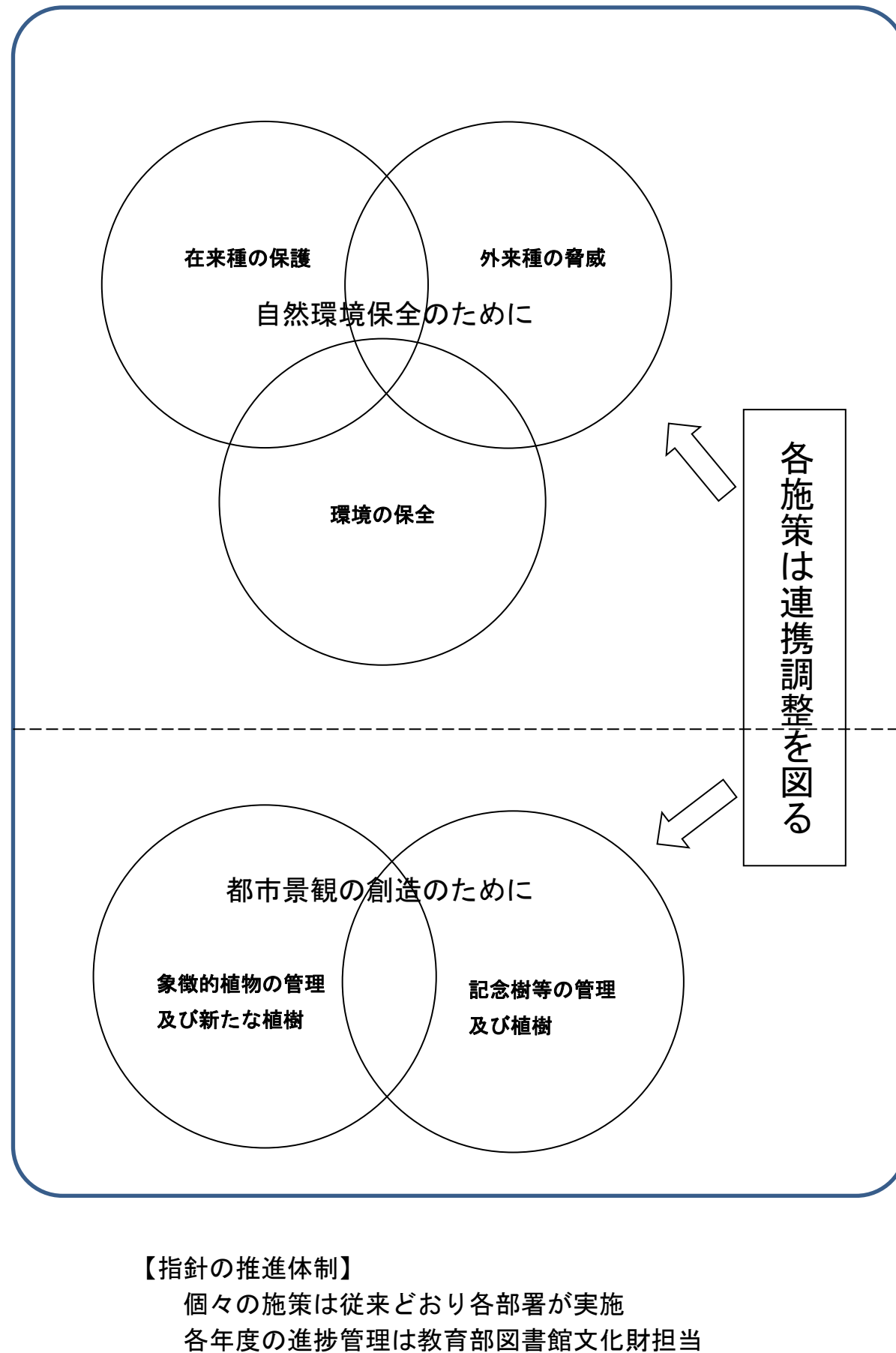
指針の推進体制

個々の施策は、従来どおりの部署が所掌します。また、各年度の進捗管理は、教育部図書館文化財担当が行います。

従 前



瑞穂町自然保護等指針 体系図



各課所管の主な個別施策

在来種の保護

○ニホンイシガメの繁殖と放流

以前より狭山池等に生息していた日本固有種のカメである「ニホンイシガメ」を育て、繁殖させることで本来の生態系の保全に繋がっています。(平成20年から)

○ヒキガエルひかないで

箱根ヶ崎にある調整池周辺の町道に、早春産卵のため夜間に道路を横断するヒキガエルを守る看板を立て注意喚起を行っています。(平成20年から)

○スズメのお宿

近年、都市化に伴い田畑等の減少によりスズメの餌となる虫や穀物が少なく、1つの巣から巣立つ雛の数が減っていると言われていています。この生息環境の変化のほかに、瓦屋根の減少や密閉住宅、鉄筋コンクリート化などの建築物の変化により、スズメの営巣場所も減ってきています。町では、みずほりサイクルプラザへの「共同住宅型巣箱」設置を皮切りに、公共施設を中心にスズメの営巣場所を提供しています。(平成22年から)

○カワセミ営巣ブロック

平成19年に完成した残堀川の改修期間中に、東京都がカワセミの営巣ブロックを2か所設置しました。観察を続け、営巣と繁殖、巣立ちが確認されています。(平成16年から)

○トキホコリ

都市化が進む前には町内各地にあった湿地に群生が見られましたが、現在では絶滅が心配されています。エコパークで育成をしている他、天皇皇后両陛下が行幸啓の際に、耕心館のトキホコリをご覧になりました。(平成21年から)

外来種の駆除

○ミシシippアカミミガメ

個人で飼育できなくなった外来種のミシシippアカミミガメの放流が問題となっていますが、町では、町が管理する公園などの池に放流禁止の注意喚起看板を設置すると共に捕獲を行っています。(平成19年から)

○アライグマ・ハクビシン

近年、アライグマ・ハクビシンによる農作物等への被害をはじめ生態系や生活環境への被害が報告されています。アライグマは「緊急対策外来種」の特定外来種に指定され、町でも本格的に捕獲の対象となっています。

環境の保全

○狭山懸橋

瑞穂町道2号線の切り通しに架かる狭山懸橋が開通し、道路で分断されていた六道山公園と、お伊勢山遊歩道が結ばれました。日中はハイキング客、夜間はキツネやタヌキが往来しています。（平成23年）

○野山北・六道山公園西口駐車場及び遊歩道

野山北・六道山公園西口駐車場は、都道166号線沿いにあり駐車場とトイレが設置されています。また、駐車場から東側の田保まで遊歩道が伸びていて、途中、防空壕などがあります。狭山丘陵の西側を知るための貴重な拠点になっています。（平成26年）

○富士山階段

浅間神社に続く狭山丘陵の北斜面に作られた木製の237段の大階段です。野山北・六道山公園西口駐車場と合わせて、新しい観光スポットになっています。（平成26年）

○エコパーク

町民の健康を増進し、リサイクルと環境学習を推進することを目的として設置され、動植物の生態や環境を学ぶことができる公園です。山野草等、在来植物を育て生態系の保全にも力を入れています。（平成17年から）

○さやま花多来里の郷

みずほきらめき回廊の拠点施設であり、都内では珍しい20万株以上のカタクリの群生地です。春になると約3,000平方メートルの斜面一面に見事なカタクリが咲き誇り、多くの見学客で賑わいます。（平成25年から）

いわれのある象徴的植物の保全

○アンネのバラ

平和の象徴であるアンネのバラを広島県のホロコースト記念館から譲り受け、平和祈念碑前へ植樹しました。現在ではボランティアの協力を得て町内各所の公共施設に平和の花を咲かせています。（平成18年から）

○ポールズスカーレット

瑞穂町との姉妹都市であるモーガンヒル市の公式市花で、市長が初来日の際に役場玄関に植樹を行いました。その後、駅西広場、エコパークにも植樹され友好の象徴として真紅のバラを咲かせています。（平成19年から）

○富有柿（岐阜県瑞穂市）

「大規模災害時における相互応援に関する協定」を取り交わした岐阜県瑞穂市発祥の富有柿をエコパーク内に植樹することで、同じ瑞穂を名乗る自治体同士の交流の懸け橋になっています。（平成22年）

○被爆アオギリ

広島県の中国郵便局の中庭で被爆したアオギリですが、焦土の中でも青々と芽を吹き、実をならせました。この実から採取した種を育て、平和の尊さを伝える「被爆アオギリ二世」として全国各地で植樹されていますが、瑞穂町でも平和祈念碑前に植樹しました。（平成16年）

○被爆桜

広島に原子爆弾が落とされ、被爆した桜がありました。被爆桜は、当時、爆心地に近い場所で大きな被害を受けた学校法人安田学園安田女子高等学校の生徒のみなさんが接ぎ木で育てたものです。平和への願いを発信するため、苗木を譲り受け、平和祈念碑周辺に植樹しました。（平成25年）

記念樹の保全

○長岡地区整備統合事業記念樹（筆柿とサンシュユ）

防衛省補助事業を活用し、長岡コミュニティセンター、公園、道路を一体として整備しましたが、事業完成を記念し、長岡公園に記念植樹を行いました。（平成24年）

○町制施行70周年記念植樹（ハナミズキ）

町が誕生して70周年を祝い、記念式典に参加するために来日したモーガンヒル派遣団と地元小学生たちと一緒に記念植樹を行いました。（平成22年）

○天皇皇后両陛下下行幸啓記念植樹（黄金カシワ）

多摩国体開催中に行われた、天皇皇后両陛下による瑞穂町への行幸啓を記念して、耕心館の中庭に植樹したものです。（平成25年）

○瑞穂町郷土資料館 開館記念植樹（黄金ケヤキほか）

5年の歳月を経て完成した瑞穂町郷土資料館 けやき館の開館を祝し、アメリカ大使館ハイランド臨時代行大使、第5空軍アンジェラ司令官、近隣の小学生たちと共に4本の記念植樹を行いました（平成26年）

瑞穂町の教育に関する大綱

平成 28 年 4 月
瑞 穂 町

瑞穂町の教育に関する大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されました。

改正法の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図ることです。

また、すべての公共団体において総合教育会議を設置し、将来の教育行政の方針である教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。

ここに、第4次瑞穂町長期総合計画で謳う

みらいに ずっと ほこれるまち

潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

の実現に向けて、瑞穂町の教育に関する大綱を策定いたしました。

平成28年4月

瑞穂町長 **石塚 幸右衛門**

瑞穂町の教育に関する大綱

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。学校、家庭、地域が一体となって、青少年を育てる環境づくり、また、だれもが自己目標の実現をはかることのできるよう、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習の環境づくりにつとめ、一人ひとりが生涯輝くことのできるまちづくりを進めるため、3つの方針を掲げて教育を推進します。

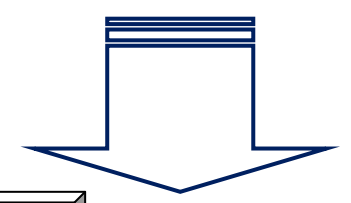
- 1 互いの人格を尊重し 思いやりと規範意識のあるひと
- 1 社会の一員として 社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 1 自ら学び考え行動する 個性と創造力豊かなひと

また、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが対等な関係で自らの役割と責任を分担するとともに、情報を共有し、連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

1 瑞穂町の教育に関する大綱の位置づけ

将来都市像

みらいにずっとほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして



長期総合計画

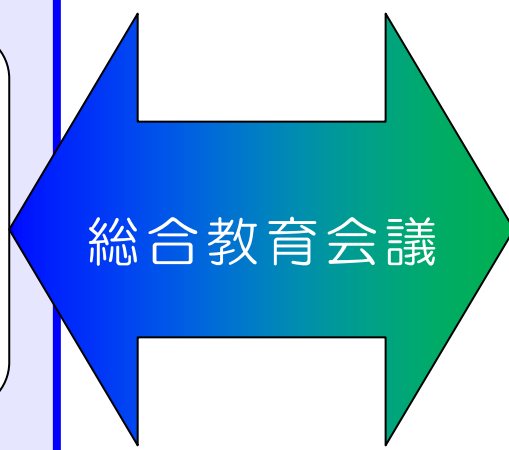
基本構想 基本計画

- 第1章 健康で元気なみずほ
- 第2章 一人ひとりが輝くみずほ

瑞穂町の教育に関する大綱

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

- 第3章 魅力ある温かいみずほ
- 第4章 安全安心やさしいみずほ
- 第5章 快適で美しいみずほ



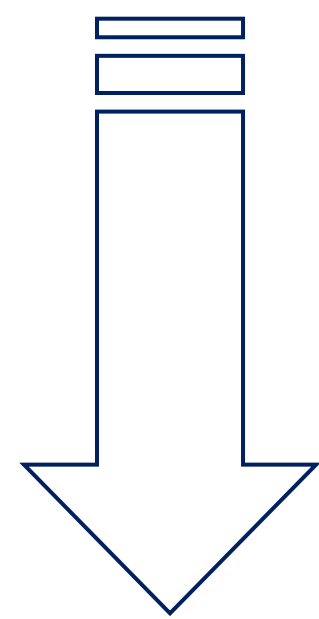
教育目標

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

- 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成
- 2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長
- 3 安全な学校と信頼される教育の確立
- 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備



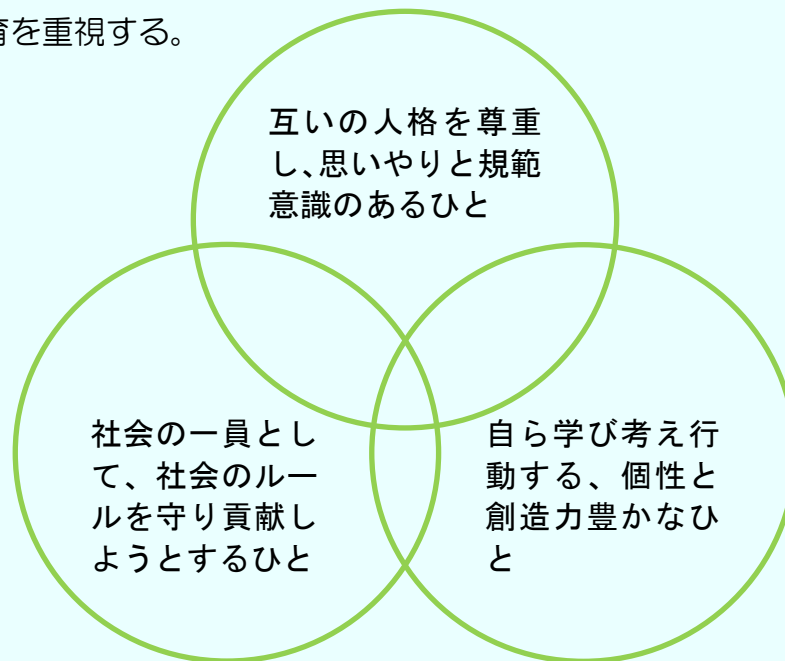
瑞穂町教育委員会 教育目標と基本方針

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「**みらいにずっとほこれるまち** 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」（第4次瑞穂町長期総合計画の将来都市像／計画期間：平成23年度～平成32年度）の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

基本方針

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

人権尊重と社会貢献の精神の育成 《基本方針 1》

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

確かな学力の育成と個性や創造力の伸長 《基本方針 2》

《基本方針 3》

安全な学校と信頼される教育の確立

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

《基本方針 4》

生涯学習の推進と施設・環境の整備

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針
及び
平成28年度瑞穂町教育委員会主要施策

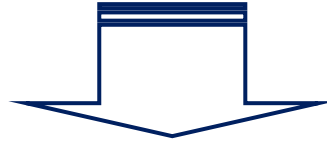
平成28年1月

瑞穂町教育委員会

瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成

将来都市像

みらいに ずっと ほこれるまち
潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして



めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

人権尊重と社会貢献の精神の育成

確かな学力の育成と個性や創造力の伸長

安全な学校と信頼される教育の確立

生涯学習の推進と施設・環境の整備

1 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

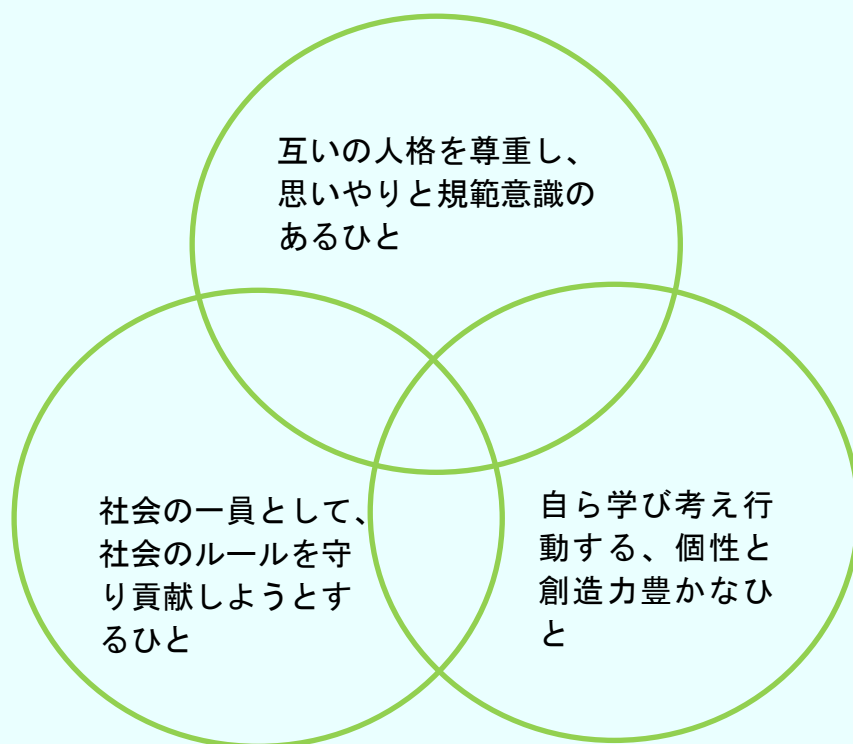
子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと

○社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「みらいに ずっと ほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」（第4次瑞穂町長期総合計画の将来都市像／計画期間：平成23年度～平成32年度）の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

2 瑞穂町教育委員会の基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進する。

～基本方針 1～

人権尊重と社会貢献の
精神の育成

～基本方針 2～

確かな学力の育成と
個性や創造力の伸長

～基本方針 3～

安全な学校と信頼
される教育の確立

～基本方針 4～

生涯学習の推進と
施設・環境の整備

3 瑞穂町教育委員会の基本方針と平成28年度主要施策

～ 基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成 ～

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【主要施策】

- 1 人権教育の推進 《指導課・社会教育課》
- 2 体験活動の推進 《指導課・社会教育課》
- 3 道徳教育の充実 《指導課》
- 4 教育相談の充実 《指導課》
- 5 登校支援対策の推進 《指導課》

～ 基本方針2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長 ～

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

【主要施策】

- 1 児童・生徒の健康の保持増進 《教育課》
- 2 小学校ステップアップ教室と小・中学校フューチャースクールの推進 《指導課》
- 3 学力向上と健全育成のバランスのとれた指導の推進
一部活動基本方針の策定、ストップ22の推進 《指導課》
- 4 特別支援教育の充実 《指導課・教育課》
- 5 読書活動の推進 《指導課》
- 6 日本の伝統文化と国際理解教育の推進 《指導課》
- 7 学校の読書活動の支援 《図書館》

～ 基本方針 3 安全な学校と信頼される教育の確立 ～

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

【主要施策】

- 1 校庭芝生化事業の推進 《教育課》
- 2 安全教育の推進 《教育課・指導課》
- 3 除湿温度保持機能復旧事業の推進 《教育課》
- 4 水飲栓直結化事業の推進 《教育課》
- 5 学校施設の適切な維持管理の推進 《教育課》
- 6 教育委員会の広報広聴活動の充実 《教育課》
- 7 奨学金制度の推進 《教育課》
- 8 幼稚園への園児の就園促進及び保護者負担軽減支援 《教育課》
- 9 保護者・地域に開かれた学校教育の推進 《指導課》
- 10 学校開放（校庭・体育館）の推進 《社会教育課》

～ 基本方針 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備 ～

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

【主要施策】

- 1 生涯学習の推進 《社会教育課》
- 2 子どもの居場所づくり等・青少年の健全育成 《社会教育課》
- 3 豊かな文化の創造と交流機会の提供 《社会教育課》
- 4 スポーツ・レクリエーション振興・推進の実施 《社会教育課》
- 5 社会教育施設の整備と体育施設の有料化 《社会教育課》
- 6 図書館等の整備 《図書館》
- 7 子ども読書活動推進計画の推進 《図書館》
- 8 読書講演会の開催 《図書館》

- 9 図書館サービスの充実 《図書館》
- 10 図書館と郷土資料館の連携事業の実施 《図書館》
- 11 埋蔵文化財包蔵地開発指導及び文化財保護の普及・啓発 《図書館》
- 12 郷土に関する事業の実施 《図書館》
- 13 郷土資料館及び耕心館の管理・運営事業 《図書館》

瑞穂町総合教育会議要綱

〔平成 27 年 8 月 6 日〕
瑞穂町総合教育会議告示第 1 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、法第 1 条の 4 第 1 項に規定する協議及び調整（以下「協議等」という。）を行う。

(組織)

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、町長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで会議を開くことができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(副町長等の出席)

第 5 条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者の出席を求めることができる。

- (1) 副町長
- (2) 企画部長
- (3) 教育部長

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、又は会議の公正が害されるおそれがあると認める場合その他公益上必要があると認める場合で、町長又は教

育委員会の発議により出席構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育部教育課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。